

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名:兵庫県パートナーシップ制度(素案)
 意見募集期間:令和6年1月11日～2月2日
 意見等の提出件数:750件(528通)

※複数項目への意見提出を可とし、項目ごとに1件のご意見として集計しました。
 このため、ご意見の通数と件数は一致しません。

区分件数	件数
計画・取組に反映	62
計画・取組に既に盛り込み済み	71
引き続き検討	61
今後の検討課題	19
その他	537

ご意見の記載に当たり、趣旨が同じ御意見はまとめた上で、趣旨を踏まえて要約しています。

1 制度創設の目的

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
1	(P1) 「少子高齢化社会」になり、困りごとや不安が顕在化したわけではないので削除した方がよい。	23	【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、P1の1段落目の「少子高齢化社会となり」と「顕在化しています」を削除しました。
2	素案公表時の知事の言葉である「ダイバーシティ&インクルージョン」も記載すべきである。	3	【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、P1の1段落目を「様々な特性や背景を抱える人を含めたすべての人が生きがいを持って、各々がその能力を発揮できるダイバーシティ&インクルージョン(※)の社会が求められています」にしました。 ※年齢や性別、国籍、学歴、特性、趣味嗜好、宗教などにとらわれない多種多様な人材が、お互いに認め合い、自らの能力を最大限発揮し活躍できること
3	(P1、2) カップルという表現に違和感を覚えるので、パートナー同士でよいのではないか。	1	【その他】 本制度の要綱案で、パートナーを「パートナーシップにある相手方」と定義づけたので、あえて「カップル」と表記させていただきました。
4	(P1) 県の行政事務の範囲に限定する趣旨から、「県全体での導入」を「県政への導入」にすべきである。	1	【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、「県全体での導入」を「県制度の導入」に修正しました。
5	(P1) 「自分たちの存在が」という表現が差別的であると取られる方もいるのではないか。	1	【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、「自分たちの存在が」を「自分たちの関係が」に修正しました。
6	(P1) 「自分たちの存在が、地域社会から認められていない、拒絶されていると感じる。」とあるが、あくまでもそう感じる人の主観であって、ことさらに事例として強調するものではない。	1	【その他】 本制度の創設に当たり、当事者や有識者の方々へのヒアリングを実施したところ、ご指摘いただいた不安を当事者が感じておられることが分かりましたので、この言葉を記載しました。一人ひとりが尊重され、安心して暮らせる県となるよう、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。
7	(P1) 「自分たちの存在が、地域社会から認められていない、拒絶されていると感じる」とあるが、社会の理解があつてこそ、当事者が安心して生活できると思うので、目的の中に、広く県民全体へ多様な家族について認識を深めるよう呼びかけていくことについても記載すべきである。	12	【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、P1の2段落目に、「この制度の周知、多様な性に関する県民への啓発等を通じて、」を追記しました。
8	(P1) 「日常生活の困りごとや不安の例」に本人だけではなく、子どもや親の記載があつたので、ファミリーシップについても触れるべきである。	14	【その他】 本制度は、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減に加え、子どもや親等の近親者に関する困りごとの軽減にもつなげるため、希望に応じて、受理証明書の特記事項欄に子や親等の氏名等を記載できるようにしております。

2 制度の対象

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
1	(P2) 性別等を問わないとあるが、いわゆる事実婚の関係でも対象になるのか。その旨を記載すべき。	2	【既に盛り込み済みです】 記載のとおり、いわゆる事実婚の異性カップルも対象としています。
2	(P2) 「性的マイノリティのカップル」は、「法的に結婚が認められていない同性カップル」と表記を合せた方がよい。	13	【その他】 「性的マイノリティのカップル」の中には、戸籍上は異性(トランスジェンダー)のカップルも含まれることから、この表記としております。
3	事実婚は自己都合の部分が多く、法律で規制されているわけでもないので、制度の対象に事実婚を含めるべきではない。	3	【その他】 本制度の創設に当たり、当事者や有識者の方々へのヒアリングを実施したところ、同性カップルと同様に事実婚のカップルにも生活上の困りごとや生きづらさを抱えていることが分かりました。そうしたことから、性的マイノリティに限らず、事実婚のカップルも対象にすることとしました。
4	同性カップルだけでなく事実婚のカップルについても制度の対象としているところが評価できる。	14	
5	事実婚は、ある程度の保障があるが、性的マイノリティと共通の困りごともあると思う。	3	
6	性的マイノリティのカップルにとっても、制度の対象に事実婚を入れることで利用のハードルが下がると思う。	1	【既に盛り込み済みです】 本制度の創設に当たり、当事者や有識者の方々へのヒアリングを実施したところ、同じご意見があり、性的マイノリティであることのカミングアウトを必要としない制度とさせていただきます。
7	届出者が性的マイノリティか否かは戸籍や見た目では判断できないため、性別要件を設けるべきではない。	1	【既に盛り込み済みです】 県では、多様性と包摂性のある社会を実現するため、性的マイノリティに限らず、届出を希望する二人の戸籍上の性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティを問わない制度といたしました。
8	(P2) 「性自認」は国の法案でも使用が控えられた言葉なので使用を控えた方がよい。	9	【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、「(性自認)」を削除しました。
9	(P2) 「届出者の戸籍上の性別やSOGIは問いません」と明記してほしい。	1	【その他】 いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
10	生物学的には異性であるが、ジェンダーアイデンティティが同性のカップルは対象になるのか。また、性別が定まっていない方等も同性カップルとして証明するのか。	1	【その他】 本制度は、お互いをパートナーシップの関係にあることを届出し、県がその届出を受理したことを証明する制度です。個人の性的指向やジェンダーアイデンティティを証明するものではありません。
11	(P3) 「国籍を問わない」とあるが、少なくともどこの国籍者が確認する必要があるのではないかな。	1	【既に盛り込み済みです】 本制度はお互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二人を対象としており、要件を満たしていれば、外国籍の方も届出できます。 なお、届出に当たっては、要件確認や本人確認を提出書類により厳格に実施いたします。また、内容に疑義がある場合は書類の追加提出を求めるなど、確認を適切に行います。
12	性的マイノリティのカップルだけで足りるはずなのに、国籍や性自認を問わないとか、問題が多すぎる。	8	【その他】 県では、多様性と包摂性のある社会を実現するため、届出を希望する二人の国籍や戸籍上の性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティを問わない制度といたしました。
13	(P2) 「子どもや親等」だけでなく、同居の「きょうだい等」という表現にして実態に合わせてほしい。	1	【ご意見を反映しました】 子どもや親等の近親者の範囲については、今後、利用の手引き(ガイドブック)でご案内してまいります。
14	(P2) 受理証明書に「子どもや親等の氏名を記載できます」の部分について、届出者がどのような恩恵を受けられるのか、もう少し詳細に記載した方がよい。	1	【引き続き検討します】 受理証明書の提示で利用できるサービス等については、今後、順次、県ホームページ上でお知らせしていく予定です。

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
15	在日外国人で本名を名乗っているのが夫婦別姓である。別姓でも家族として婚姻関係が証明されるカードがほしい。	1	【今後の検討課題です】 本制度は、婚姻が認められないカップル、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルを対象としております。いただいたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。
16	(P3) 「③配偶者がいないこと」の条件について、「当該届出に係る相手方以外の」の文言をつけて、既にパートナーと結婚している性的マイノリティのカップルも対象にしてほしい。	6	【今後の検討課題です】 本制度は、婚姻が認められないカップル、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルを対象としております。いただいたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。
17	外国籍の方が海外で同性婚をしている場合、「配偶者がいること」と記載されるため、この制度の対象外になってまう。「日本国民法上の配偶者がいないこと」や「パートナーシップを結ぼうとする相手以外の配偶者がいないこと」など、文言を工夫して、想定できていない当事者を対象外にしないでほしい。	2	【ご意見を反映しました】 海外で同性婚をされている方も、本制度の対象になります。ご意見を踏まえ、P3の届出の要件③を「民法における配偶者がいないこと」に修正しました。届出の詳細については、今後、利用の手引き(ガイドブック)でご案内してまいります。
18	(P3) 「④届出しようとする相手方以外の者との間にパートナーシップの関係がない者」の条件はどうやって確認するのか。複数自治体の制度を利用した多重パートナーシップを防ぐための方策はどのようにするのか。	3	【既に盛り込み済みです】 届出に当たっては、要件確認や本人確認を提出書類により厳格に実施いたします。また、内容に疑義がある場合は書類の追加提出を求めるなど、確認を適切に行います。 また、本制度の届出の届出において、庁内や県・市町との間で、届出内容に関する個人情報を共有する旨、事前に本人の同意を得て、行政サービスの利用時などで不正利用等の疑義が生じた場合は、県・市町の情報共有を図り、迅速に対応します。 なお、本制度には罰則を設けておりませんが、万が一、受理証明書の不正利用や変造が認められた場合には、受理証明書を返還いただきます。併せて、刑法上の罪に問われる旨、届出者に周知します。
19	(P3) 「①成年に達していること(満18歳以上)」は、悩みや苦しみを抱えている子どももいると思うので、満16歳以上でもいいと思う。	1	【その他】 本制度の利用においては、届出者お二人の、自分たちがパートナーシップ関係にあるとの意思表示が何よりも重要であることから、民法第4条に規定する成年に達していることを要件としております。
20	認知能力が低下した高齢者も含まれるのか。	1	【その他】 本制度の利用においては、届出者お二人の、自分たちがパートナーシップ関係にあるとの意思表示が何よりも重要であることから、お二人の意思が確認できない場合は、届出することができません。
21	結婚している性的マイノリティのカップルが制度の届出を希望した場合、離婚しないと届出の対象とならないのか。	1	【その他】 本制度は、婚姻が認められない同性カップル、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルを対象としておりますので、P3のとおり届出の要件は「民法における配偶者がいないこと」としてしております。
22	性別適合手術を受けて戸籍の変更をした方は、県の制度の対象となるのか。	1	【既に盛り込み済みです】 本制度は、戸籍上の性別を問いませんので、制度の対象となります。
23	パートナーシップの関係に基づく養子縁組をした同性カップルも対象であると明記されていてよいと思う。	2	【既に盛り込み済みです】 P3の届出の要件⑤に「ただし、パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合を除く」と記載しているとおおり、やむを得ずパートナーシップ関係に基づき養子縁組している場合は、性的マイノリティの方々への支援という趣旨に鑑み、制度を利用できるようにしております。
24	障がい者の中にも性的マイノリティがいることを忘れず、障がいのある性的マイノリティにもフリーな対応を心がけてほしい。	1	【引き続き検討します】 本県は、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わりなく、一人ひとりの個性が大切にされる社会の実現を目指しています。 いただいたご意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。

3 届出手続

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
1	(P4) 電子申請や郵送での手続きが可能とあるが、対面での手続きを希望する場合は、どこに提出するのか記載した方がよい。	6	【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、P4の届出手続の「対面による」を「県庁又は周辺施設(神戸市中央区)にて対面による」に変更しました。なお、届出手続の詳細については、利用の手引き(ガイドブック)でご案内してまいります。
2	(P4) 郵送や電子申請で届出ができるとあるが、トラブルや不正への対応が必要だと思う。	2	【既に盛り込み済みです】 届出に当たっては、要件確認や本人確認を提出書類により厳格に実施いたします。また、内容に疑義がある場合は書類の追加提出を求めるなど、確認を適切に行います。 また、本制度の届出手続において、庁内や県・市町との間で、届出内容に関する個人情報を共有する機会がある旨、事前に本人の同意を得て、行政サービスの利用時などで不正利用等の疑義が生じた場合は、県・市町の情報共有を図り、迅速に対応します。 なお、本制度には罰則を設けておりませんが、万が一、受理証明書の不正利用や変造が認められた場合には、受理証明書を返還いただきます。併せて、刑法上の罪に問われる場合がある旨、届出者に周知します。
3	電子申請や郵送で手続きできるのは、プライバシーや利便性に配慮されていてとてもよいと思う。	4	【既に盛り込み済みです】 アウトティングへの対策や利便性に配慮し、電子申請や郵送で届出可としました。 なお、本人の希望により、対面での届出も可としています。
4	結婚と同様に人生の重要な事柄を決めるので、対面で届出する必要があると思う。	1	
5	必要書類が示されているが複雑に感じる。婚姻届の提出に必要な書類のみでパートナーシップ制度も利用できるようにしてほしい。	2	【その他】 届出に当たっては、不正等を防止するため、パートナーシップ関係にあるお二人の意思確認に加え、要件確認のため戸籍抄本や住民票の写し等を提出いただくとともに、身分証明書により本人確認をすることとしております。
6	届出書は、性別欄をなくすか、性別を自由回答にしてほしい。	1	【既に盛り込み済みです】 本制度の届出書には性別欄を設けておりません。
7	(P4) 通称名が記載できるとあるが、在日の方の通称名も記載できるのか。	1	【既に盛り込み済みです】 本制度は、通称名の記載を可能としますが、P4の必要書類④に記載しており、健康保険証や社員証等、日常的に通称名を使用している事実が確認できる書類を提出いただきます。 なお、特記事項欄に戸籍上の氏名を記入することとしています。
8	(P4) パートナーシップの解消はどのように確認するのか。更新手続きが必要ではないのか。	2	【既に盛り込み済みです】 パートナーシップ関係を解消した場合は、返還届の提出は必須である旨、届出時にお伝えします。また、県から届出者に対し、住所変更やパートナーシップ関係が解消された場合の手続など、各種届出の漏れがないように年1回程度メールでご案内します。
9	(P4) パートナーを解消したい場合は、どのような手続きをするのか。	1	【既に盛り込み済みです】 パートナーシップ関係を解消した場合には、返還届出書に受理証明書を添えてご返還いただくこととしております。
10	証明書はカード形式にして簡単に提示できるようにしてほしい。	1	【既に盛り込み済みです】 当事者の方々にご意見を伺ったところ、携帯可能なカードタイプの受理証明書を望む声が多かったため、カードサイズの受理証明書を交付します。

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
11	パートナーの死後も関係性を示す証明が必要であったり、記念に残したいと考える方もいるので、返還を求めないでほしい。必要に応じて穿孔を施した上で返戻してほしい。	1	【ご意見を反映しました】 パートナーが死亡した後、引き続き受理証明書の保持を希望するときは、当該受理証明書に死亡した日の翌日以降使用できない旨を明示した上で、お渡しすることといたします。
12	住宅ローン(ペアローンなど)の利用審査等で、パートナーである期間の証明を求められる可能性もあるので、受理証明書の再発行の場合にも、最初の届出年月日も記載してほしい。	1	【既に盛り込み済みです】 受理証明書の再発行の際に、届出時の年月日を記載させていただきます。また、必要に応じて、届出書記載内容証明書交付申請書を提出することにより、届出時の年月日を記載した届出書記載内容証明書を交付させていただきます。
13	受理証明書の裏面には、パートナーが意識不明など意思確認が困難な場合に、医療サービスを利用する上で家族として取り扱う旨を記した自署欄を設けてほしい。	1	【引き続き検討します】 性的マイノリティの方々からは、特に医療の場面において、お二人の関係を理解してほしいとの声を伺っており、医療機関に対して制度の周知を図ってまいります。 なお、本制度の受理証明書に自筆欄を設けることが困難ではありますが、いただいたご意見は今後の検討課題とさせていただきます。
14	当事者等の方々の意見を聞いて制度を作られたと思うが、必要に応じて改訂することも必要だと思う。	2	【引き続き検討します】 本制度の創設に当たり、当事者や有識者の方々へのヒアリングを実施しました。制度導入後も県民の皆様からのご意見などもお聞きしながら、より良い制度にしていきたいと考えています。
15	先行自治体から情報収集を行い、不都合がおきにくい制度設計をしてほしい。	1	【引き続き検討します】 本制度の創設に当たり、当事者や有識者の方々へのヒアリングや先行自治体の調査を実施しました。制度導入後も県民の皆様からのご意見や先行自治体や県内市町の状況も踏まえながら、より良い制度にしていきたいと考えています。
16	不正利用や変造等があった場合、どのような対応をするのか。	2	【既に盛り込み済みです】 届出に当たっては、要件確認や本人確認を提出書類により厳格に実施いたします。また、内容に疑義がある場合は書類の追加提出を求めるなど、確認を適切に行います。
17	制度を利用した犯罪防止の対策などをした上で、制度を実施してほしい。	1	また、本制度の届出手続において、庁内や県・市町との間で、届出内容に関する個人情報を共有する旨、事前に本人の同意を得て、行政サービスの利用時などで不正利用等の疑義が生じた場合は、県・市町の情報共有を図り、迅速に対応します。
18	複数の通称名を使って複数の人とパートナーシップを結ぶことが可能となるのではないかと確認はできるのか。	1	なお、本制度には罰則を設けておりませんが、万が一、受理証明書の不正利用や変造が認められた場合には、受理証明書を返還いただきます。併せて、刑法上の罪に問われる旨、届出者に周知します。
19	性善説に基づいた制度設計は悪用される可能性があるため、慎重な検討が必要である。	1	
20	簡単に形式上の家族ができる可能性を懸念する。悪用される可能性を第一に考えるべきである。	1	

4 対象の地域

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
1	(P2) 県の行政事務の範囲に限定する趣旨から、「市町制度・・・利用できます」を削除すべきである。	1	【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、P2の3番目の「市町制度・・・利用できます」を削除しました。
2	(P2) 「市町制度が導入されている地域のお住まいの方も、県の制度を利用できます」となっているが、それら市町の制度では、他自治体との重複申請ができない場合が多い。県はどのように考えているのか。	1	【引き続き検討します】 ご意見を踏まえ、P2の3番目の「市町制度・・・利用できます」を削除しました。県制度と市町制度の重複申請の扱いは、今後、関係市町と調整を図ってまいります。
3	(P2) 「市町制度が導入されている地域のお住まいの方も、県の制度を利用できます」となっているが、既に県内市町の制度の届出をしている人も、再度、県でも届出が必要なのかについて記載があった方がよい。	8	【既に盛り込み済みです】 市町制度を利用されている方が、県制度の利用も希望される場合は、改めて県に届出をする必要があります。なお、市町制度によっては、他の自治体との重複申請ができない場合もありますのでお住まいの市町にご確認ください。 また、手続の詳細については、利用の手引き(ガイドブック)でご案内してまいります。
4	県の制度が導入されることにより、在住地域による格差が解消されるのでよい。	5	【既に盛り込み済みです】 本制度の創設に当たり実施した当事者や有識者の方々へのヒアリングを踏まえ、県内のどの地域にお住まいの方でも利用できる制度といたしました。
5	県の制度ができれば、県内の異動は効果を発揮すると思う。	4	
6	県の制度で、市町の制度を包括してしまうとなれば、市町は制度を継続する必要がなくなるのではないかと。大阪府や香川県のように、証明書の発行は市町に委ねるべきではないのか。	2	【その他】 県制度の導入により、当事者の方々の居住市町にかかわらず、制度が利用できるという公平性や安心感、ひいては県民誰もが安心して暮らせる環境づくりにつなげてまいります。 なお、住民により身近な市町が制度に取り組むことは、当事者の方々の安心感につながるなど重要であると認識しております。
7	居住する自治体と県の両方に制度があることで、より安心して暮らせるようになる。	1	
8	全国各地でパートナーシップ制度が導入されている。誰もが幸せになれるように兵庫県でも導入をすすめ、地域格差がないようにしてほしい。	8	

5 自治体間連携の推進

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
1	(P2) 県の行政事務の範囲に限定する趣旨から、「制度の相互利用や…進めます。」を「県の制度と他自治体とは、連携・調整のうえ、手続きの簡素化等を図ります。」に変更すべきである。	1	【引き続き検討します】 ご意見を踏まえ、県制度は他自治体に対して法的拘束力がないことから、P2の4番目の「制度の相互利用や転居時の手続簡素化等、他自治体との連携について」を「他自治体の理解・協力を得ながら、連携について」に修正しました。
2	自治体間連携はどのようなことを想定しているのか。	1	【引き続き検討します】 近隣府県の自治体で制度を利用されている方々の転居時の手続簡素化等のため、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」への加入に向けた検討・調整を行います。
3	他府県と連携して、異動してもパートナーを解消せずに、そのまま制度を引き継げるようにしてほしい。	2	
4	県外に転出すれば証明書を返還しなければならない。兵庫県パートナーシップ制度が他府県でも有効になるように取り組んでほしい。	2	
5	届出者の情報を県と市町のパートナーシップ制度担当者間で共有するのか。	1	【既に盛り込み済みです】 個人情報の取扱いの観点から、基本的に、他自治体との情報共有は実施いたしません。本制度の届出手続において、庁内や県・市町との間で、届出内容に関する個人情報を共有する旨、本人の同意を事前に得ておき、行政サービスの利用時などで不正利用等の疑義が生じた場合は、県・市町との情報共有を図り、迅速な対応をしていきます。
6	県内市町の制度と相互利用ができるようにしてほしい。	1	【引き続き検討します】 県内市町の理解・協力を得ながら、相互利用について、検討・調整を進めてまいります。

6 利用可能なサービス

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
1	(P4) 市町や民間事業者のサービス提供は各自の判断にゆだねられるべきであるから、「受理証明書は、県の行政サービスの利用時及び市町・民間サービス等の利用時に活用」に変更すべきである。	1	【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、P4の手続概要の「行政・民間サービス等の利用時に活用」を「県の行政サービスの利用時等に活用」に変更しました。
2	(P5) 市町や民間事業者のサービス提供は各自の判断にゆだねられるべきであるから、「届出者が…提供もあります。」を「届出者は、県の行政サービスが利用可能です。(市町や他の自治体とも調整・連携を図ります。)また、民間サービスの提供もあります。」に変更すべきである。	1	【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、P5の利用可能なサービスの「届出者が…あります」を「届出者が利用可能な県の行政サービスがあります。市町の行政サービスの提供については、市町の理解・協力を得ながら調整・連携を図ります。また、民間サービスの提供もあります。」に変更しました。
3	(P5) 「利用可能な行政サービスについて、関係部署や市町との調整を行う」とあるが、県の制度について、市町の庁内調整を市町のパートナーシップ制度担当部署がするのは無理だと思われるが、県はどのように考えているのか。	1	【引き続き検討します】 利用可能な行政サービスについては、市町の理解・協力を得ながら調整・連携を図ることとしており、各市町の庁内調整は、パートナーシップ制度担当部署にお願いしたいと考えております。 市町連絡会議等を通じて、ご相談をさせていただきます。
4	この制度は、要綱で実施されるため、県の行政事務の範囲にとどめるべきものであり、市町や民間事業者へは適用できないものである。	1	【その他】 本制度は、市町や民間事業者に法的拘束力はありません。利用できるサービスについては、市町や民間事業者それぞれの判断となります。
5	(P5) 同性カップルでも公営住宅に入居できることは非常に重要である。	4	【引き続き検討します】 県制度による公営住宅への入居については、市町の理解・協力を得ながら、調整・連携を図ります。
6	(P5) 「行政サービス例」について、震災等の自然災害があったときのことも記載してほしい。	8	【今後の検討課題です】 ご意見を踏まえ、P5の行政サービス例に「※ 災害時に、二次避難所や仮設住宅への入居に利用できるよう調整・連携を図ります」を追記しました。
7	防災計画や避難所運営マニュアルに多様な性に関する記述の追加などに取り組んでほしい。	1	【今後の検討課題です】 能登半島地震で顕在化した課題等を整理して議論する本県の防災のあり方を検証する検討会の結果などを踏まえ、対応を検討します。
8	地震のような災害時にパートナーシップ制度が役立ってほしい。	1	
9	自治体の職員も婚姻関係と同等の権利(扶養手当や介護休暇等)が得られるようにしてほしい。	2	【引き続き検討します】 受理証明書を活用して、届出者が利用できる県職員向けの制度について検討してまいります。市町職員については、各市町の判断となります。
10	(P5) 民間企業等の家族に関する手当や休暇制度の申請についても記載すべきである。	6	【その他】 本制度は、民間企業等に法的拘束力はありませんが、パートナーシップ制度の周知を図ってまいります。
11	県内の公立病院すべてで証明書が効力をもつようにしてほしい。併せて民間の病院でも同様になることを希望する。その際、民間の病院は、その旨のステッカーを貼るなど分かるようにしてほしい。	2	【引き続き検討します】 受理証明書を活用して利用できる県行政サービスの検討・調整を進めてまいります。市町行政サービスでも活用が進むよう、市町との調整を図ってまいります。また、本制度は、民間病院等に対する法的拘束力はありませんが、本制度の周知を図ってまいります。 また、ステッカー等のご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
12	(P5) 民間サービスの例として「賃貸住宅の入居」が記載されているが、家主は貸さない権利がある。その場合、どのような方法で調整するのか。新たなトラブルや差別が生じるのではないかと懸念される。	2	【その他】 本制度は、民間事業者に対する法的拘束力はありません。関係団体を通じて、県制度の周知を図りますが、対応は各民間事業者の自主的な判断となります。トラブル等が生じないよう県民や事業者からの問合せや相談にも丁寧に対応してまいります。
13	性的マイノリティのカップルも、婚姻している者と同じサービスが利用できるようにしてほしい。	6	【引き続き検討します】 本制度は、法的効果を生じさせるものではありません。届出者が利用できる県行政サービスの検討・調整を進めていくとともに、市町行政サービスについては、市町の理解・協力を得ながら、調整・連携を図ってまいります。
14	行政サービスを利用するに当たって、市町と連携し、ひとり親のメリットとパートナーがいるメリットの「いいとこどり」のないような制度設計をしてほしい。	1	【引き続き検討します】 本制度の届出手続において、庁内や県・市町との間で、届出内容に関する個人情報共有する場合がある旨、本人の同意を事前に得て、行政サービスの利用時などで疑義が生じた場合は、県・市町との情報共有を図り、適切に対応していきます。
15	県の子育て世帯向け支援制度も利用できるようにしてほしい。	1	【引き続き検討します】 本制度は、法的効果を生じさせるものではありません。受理証明書を活用して、届出者が利用できる県行政サービスの検討・調整を進めてまいります。なお、利用の可否は、各制度が定める要件に基づき適切に判断されます。
16	行政サービスだけでなく、民間サービスの提供が広がるよう啓発に尽力してほしい。	1	【引き続き検討します】 本制度は、民間事業者に対する法的拘束力はありません。県制度の周知を図りますが、対応は各民間事業者の自主的な判断となります。
17	利用できるサービスが豊かになってほしい。	3	
18	制度の悪用が懸念されるような過大な権利を付与しないようにしてほしい。	1	【その他】 本制度は、法的効果を生じさせるものではなく、当事者の日常生活上の困りごとや不安の軽減、解消を図るものです。法的な権利を付与する制度ではありません。
19	市町と連携し、公営墓園の利用申込や住民票の続柄を「縁故者」にできるようにしてほしい。	1	【その他】 本制度は、市町に対する法的拘束力はなく、利用できる行政サービスについては、各市町の判断となります。
20	相互利用はどのようなことを想定しているのか。市町によって、制度や利用できるサービスの内容は異なるが、県はどのように考えているのか。	2	【その他】 相互利用とは、例えば、公営住宅の場合、県の受理証明書等で市営・町営住宅に入居でき、市・町の受理証明書で県営住宅に入居できることを想定しております。市町により、制度や利用可能なサービスの内容が異なることは認識しております。制度の普及により、利用できる行政サービスの充実が期待されますが、本制度は、法的拘束力がないため、各市町それぞれの判断で運用されるものと考えています。
21	県の受理証明書で市町のサービスを利用できるようにするには、市町の条例を改正する必要がある場合もある。その場合、市町議会で県の制度について質問があった場合、県が対応してくれるのか。	1	【その他】 本制度に関する市町議会への対応は、当該市町の担当部署が行うものと認識しておりますが、制度に関する情報や県の考え方を提供するなど市町と協力・連携してまいります。
22	県制度によるカップルからサービスの申請や問い合わせがあった場合は、市町のパートナーシップ制度の担当課を通さず、直接サービス担当課と県がやり取りを行うのか。	1	【その他】 県の受理証明書により利用できる市町行政サービスは、各市町の判断によるため、県が直接市町のサービス担当課とやり取りすることはございません。ただし、不正利用等の疑義が生じた場合は、県担当課までお問い合わせください。

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
23	制度を実施していない市町は、県の制度開始に合わせてサービスを開始しなければいけないのか。	1	【その他】 本制度は、市町に対し法的拘束力はありません。市町の理解・協力を得ながら、県制度の活用について検討・調整いたしますが、利用できる市町行政サービスは、あくまで各市町の判断となります。
24	届出者がサービスを利用する際に、その対象になるかについて、相談窓口を設置するなどして丁寧に対応してほしい。	2	【引き続き検討します】 本制度により利用できるサービスについては、県ホームページに掲載するとともに、問合せ先をご案内するなど相談にも丁寧に対応するよう努めてまいります。
25	利用できるサービスは、一覧をホームページに掲載してほしい。	3	【既に盛り込み済みです】 本制度により利用できるサービスや協力いただける公立病院など県ホームページに順次掲載することとしております。
26	県内の医療機関に協力要請し、パートナーを夫婦同様に扱ってくれる病院名をホームページに掲載してもらえれば安心できる。	1	
27	事実婚は健康保険等の扶養に入ることができるが、性的マイノリティのカップルはできないので同様にしてほしい。	1	【その他】 本制度は、法的効果が生じるものではありません。性的マイノリティのカップルなど方々が抱える日常生活上の困りごとや不安の軽減・解消など県民誰もが安心して暮らせる環境づくりにつなげていきたいと考えております。
28	当事者は扶養手当をはじめ税控除など金銭的な支援が全くないので、経済的な支援を検討してほしい。	1	
29	扶養制度の拡充、遺産相続が可能となるように、国へ働きかけてほしい。	1	
30	パートナーの姓を名乗りたい場合は、この制度でできるのか。	1	【その他】 本制度は、婚姻制度のような法的効果はありません。住民票や戸籍抄本等で確認した氏名(通称名使用の場合を除く)を記載します。

7 実施根拠

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
1	(P3) 賛否が分かれる問題であると分かっていながら、議決を必要としない要綱により実施する理由を明らかにすべきである。	2	【その他】 本制度は、県民に義務を課したり、権利を制限するものではないことから、条例ではなく行政の手続を定める要綱を根拠といたしました。
2	(P3) パートナーシップ制度は要綱で実施するとあるが、要綱は議会がチェックできないので、議会民主主義に反している。	14	【その他】 本制度の検討に当たっては、当事者や有識者の方々へのヒアリングを丁寧を重ね、先行自治体の調査、県議会、市町との意見交換などを踏まえながら、制度案を作成しました。今後、本パブリックコメントによりいただいた様々な御意見を踏まえ、準備を進めてまいります。 制度導入後も、制度の運用状況や県民の皆様のご意見を踏まえながら制度の改善に努めてまいります。
3	職員が話し合いで決めるのではなく、議会に議案としてかけて民意を問うべきである。議会を無視してまでやる必要はない。	10	なお、本制度は、県民に義務を課したり、権利を制限するものではないことから、条例ではなく行政の手続を定める要綱を根拠といたしました。
4	県議会にかけずに、パブリック・コメントで集まった意見だけで実施を決定するとは、行政不信になる。	2	
5	制度として様々なサービスを受けることができるようにするならば、条例として議会で承認されるようにすべきである。	1	
6	パブリック・コメントで県民の意見を聞いたということにして、要綱で勝手に制度をつくらないでほしい。	1	
7	法的根拠のない制度は、混乱の元になる。行政がする仕事ではない。外郭団体がボランティアがする仕事である。	1	
8	多くの県民が知らない中、懸念される問題の議論が明らかにされずに制度を導入することは拙速である。	1	
9	性自認や国籍を問わないなど問題の多い制度を議会の承認を経ずに決めるのは時間がなさ過ぎる。	1	
10	選挙の争点でもなく、自治体から制度を変えられていくことに恐怖を感じる。	1	
11	制度を導入する前に、実態調査を先にすべきである。	2	

8 制度の啓発等

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
1	同性カップルや事実婚のカップル等が生活しやすい環境になるように、様々な性についての正しい理解と認識を深めるような啓発についても取り組んでほしい。	5	【引き続き検討します】 本制度の県民への周知を図るとともに、性の多様性に関する啓発や適切な情報発信に取り組んでまいります。
2	この制度で当事者が安心して過ごせるようになるために、県民が性の多様性を理解する必要があると思う。	2	
3	制度によって、その子どもが差別されないようにしてほしい。	2	
4	制度導入とあわせて、県民向けの周知や学校教育の中での適切な情報提供を実施する必要がある。	4	
5	同性のカップルも認め合えることを発信してほしい。	1	
6	制度開始後、県内の公的機関が差別的な対応をしないよう指導をしっかりとしてほしい。	1	【引き続き検討します】 職員向けガイドブック等を活用しながら、県職員への研修や啓発等の取組に努めてまいります。
7	職員向けの性の多様性に関するガイドブック等を作成し、職員が適切な対応ができるようにしてほしい。	1	
8	特に医療機関、保険、不動産等の性的マイノリティが困難に直面しやすい領域に対して、制度の周知をしてほしい。	3	【引き続き検討します】 ご意見を踏まえ、関係機関・団体に対し、本制度の周知を図ってまいります。
9	制度を利用するカップルに定期的にアンケートをとり、利用者のニーズに応る制度にしてほしい。	2	【既に盛り込み済みです】 県からのお知らせや生活上の困りごと等を把握するため、定期的に(年一回程度)メール連絡をする予定です。その様な機会を通じて、制度開始後も、当事者の声を伺いながら、必要に応じて制度内容の改善を図ってまいります。
10	たとえ法的拘束力がなくても、制度を導入することが大切であり、制度内容は、当事者の意見を聞きながら改善していけばよい。	2	
11	多様性を尊重する社会にするために、当事者の意見を聞く場を増やす必要がある。	1	

9 その他のご意見

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
1	公営住宅や公立病院での家族同様の取扱い は、自治体の判断でできると思う。民間の保育 所・介護施設の取扱いも、それぞれの施設と交 渉すれば足りるはずであり、わざわざ制度をつ くる必要はない。	13	【その他】 本制度は、当事者が抱える日常生活での困りごとや不安の解消を 目的としており、県が制度を導入することにより、当事者の居住市町にかか わらず、制度が利用できるという公平性や安心感、ひいては県民誰もが 安心して暮らせる環境づくりにつながると考えております。
2	多様な性があるのは理解できるが、県が制度 を導入することは反対である。もっと社会全体 が成熟するのを待つべきである。	1	
3	もっと慎重に検討してほしいので反対する。	7	
4	他都府県が実施しているから導入するという のは違うと思う。他都府県の問題点を考慮して、 慎重に議論して進めるべきである。	1	
5	県内市町が制度を実施しているから、県も実 施するというのは主体性がない。	1	
6	一時期のブームに乗って制度を作るのは止め てほしい。	1	
7	今の法律でも、養子縁組をすれば、戸籍のつ ながりをつくることのできるため、制度は不要で ある。	2	
8	弱者の人権は尊重すべきだが、民主主義の日 本におけるマジョリティの人権はどうなるのか。	1	【その他】 本県は、性的マイノリティの方々を含め、すべての県民が人権を尊重 し、一人ひとりの個性が大切にされ、誰も取り残されない社会を実現を 目指してまいります。 本制度は、当事者が抱える日常生活での困りごとや不安の解消を 目的としており、県が制度を導入することにより、当事者の居住市町にかか わらず、制度が利用できるという公平性や安心感、ひいては県民誰もが 安心して暮らせる環境づくりにつながると考えております。
9	多くの自治体でパートナーシップ制度が作ら れているが、利用する人はごく少数であり、一般 の県民にはメリットがない。	2	
10	性的マイノリティの過度な尊重が不必要な税 金の浪費につながる可能性がある。	3	
11	性的マイノリティのためではなく子育て世代に 予算をつけてほしい。性的マイノリティが増える と少子化が加速するだけである。	2	
12	喫緊の課題である拉致問題にお金とマンパ ワーを向けるべきである。	1	
13	パートナーシップ制度は少子化の時代に逆行 するものであり、将来に大きな悪影響を及ぼす ものになる。	10	
14	この制度は、日本のよき家族制度が壊れて社 会に混乱をもたらすものである。	5	
15	パートナーシップ制度をつくることは、生命を 子孫に伝えることを絶ちきることにつながる。	3	
16	自分の意思で性別を選択するのはおかしい。 このような制度は差別を助長するだけである。	2	
17	学校教育の場でジェンダーアイデンティティが過 度に尊重され、伝統的な結婚などが否定される など混乱が起きる恐れがある。	3	

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
18	多様な性が認められる社会になれば、女性が保護されずに深刻な問題が発生し、日本の伝統が滅ぼされる。	1	【その他】 本県は、性的マイノリティの方々を含め、すべての県民が人権を尊重し、一人ひとりの個性が大切にされ、誰も取り残されない社会を実現を目指してまいります。 本制度は、当事者が抱える日常生活での困りごとや不安の解消を目的としており、県が制度を導入することにより、当事者の居住市町にかかわらず、制度が利用できるという公平性や安心感、ひいては県民誰もが安心して暮らせる環境づくりにつながると考えております。
19	海外では、過度なLGBT推進により、女性とLGBT活動家らの対立が激しくなっており、日本でも同様の対立が発生していることを知っているのか。	1	
20	同性カップルは短期間でパートナーを変えるので制度は必要がない。	1	
21	同性婚が法律化されたとしても、少子化に拍車がかかることはない。元々、性的マイノリティの方は同性としか恋愛ができないからである。	1	
22	少子化対策として未婚化を克服する必要があるが、この制度を導入することにより、逆に社会の不安をあおり若い世代に夢と希望を喪失させることになる。	2	
23	少子化がすすむのは、社会構造がそのようになっているためであり、制度とは関係がない。	4	
24	フランスはPACSの導入により少子化を脱出した。日本の将来を考えるなら、パートナーシップ制度を導入すべきである。	1	
25	パートナーシップ制度の導入に反対する。	8	
26	日本は寛容な国で、同性愛にも寛容なのでこの制度は不要である。	1	
27	兵庫県はパートナーシップ制度より、経済対策に力を入れるべきである。	1	
28	結婚制度に適応できない人たちがを思いやってパートナーシップ制度を作っても、自己の権利を主張し合うだけで、いたわりや思いやりが生まれない。	1	
29	自治体が同性カップルに「結婚相当の関係」を認める証明書を発行するなら、憲法94条(法律の範囲内で条例を制定することができる)違反になる。	2	
30	この制度は「同性婚を認めるものではない」としっかり発信するべきである。そうしないと、社会に混乱が起きる。	1	
31	海外では同性カップルをめぐって社会的な混乱が起きており、地方自治体が制度をつくるのは妥当でない。	1	
32	当事者として静かに暮らしたいので、行政が当事者の私生活や性指向に干渉してほしくない。また、活動家の意見と当事者の意見と混同してほしくない。	1	【その他】 当事者の方々の中にも様々なご意見があることは認識しております。本制度の利用につきましては、あくまで届出を希望される方を対象としており、行政から当事者の方々の生活に干渉するものではありません。
33	パートナーシップ制度は利用する人を優遇する制度であり、利用する人としていない人で不平等が生じるので、法の下での平等に反する。	1	【その他】 本制度は、当事者が抱える日常生活での困りごとや不安の解消を目的としており、県が制度を導入することにより、当事者の居住市町にかかわらず、制度が利用できるという公平性や安心感、ひいては県民誰もが安心して暮らせる環境づくりにつながると考えております。

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
34	性自認を認めると女子トイレに男性が入ってくることになるので反対である。	2	【その他】 本制度は、お互いをパートナーシップの関係にあることを届出し、県がその届出を受理したことを証明する制度です。個人の性的指向やジェンダーアイデンティティを証明するものではありません。
35	制度により、逆に性的マイノリティが特定され、差別を助長し、苦しめることになる。	1	
36	今後、SOGIハラ差別禁止の条例の必要性を検討してほしい。	2	【今後の検討課題です】 いただいたご意見については、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
37	パートナーシップ制度は、婚姻制度のあり方に大きな影響を与えるので、もっと議論を尽くしてから決めた方がよい。	2	【その他】 本制度は、婚姻制度など現行の法制度に影響を与えたり、同性婚を法的に公認しようとするものではありません。当事者の方々が抱える困難や不安を解消し、県民誰もが安心して暮らせる環境づくりにつなげる制度です。
38	パートナーシップ制度が、同性婚や選択的夫婦別姓につながるのではないかと懸念する。	1	
39	パートナーシップ制度は、憲法24条1項(婚姻は両性の合意)に違反し、将来的には戸籍廃止につながる恐れがあるので反対である。	1	
40	自治体に制度ができることにより、将来、国が同性婚を認めるきっかけになってほしい。	9	
41	国が同性婚や選択的夫婦別姓を導入してくれるよう、県が働きかけてほしい。	10	
42	パートナーシップ制度はゴールではなく始まりである。早く同性カップルも婚姻制度と同等の権利が付与されるよう国に働きかけてほしい。	7	
43	パートナーシップ制度導入にとどまらず、同性婚の導入を国に働きかけてほしい。	5	
44	国の制度を整備するには時間を要するので、それぞれの自治体で制度を導入するしかない。	4	
45	法的効力のある制度をつくるためには、法改正が必要であるため国に意見を上げてほしい。	2	
46	当事者はパートナーシップ制度の次は同性婚、戸籍制度の廃止へと要求は続いていく。	2	
47	パートナーシップ制度は同性婚より前の段階でしかないが、法整備が進まない中では一定の意味を持つ。	9	
48	将来、この制度が同性婚につながらないようにしてほしい。	1	
49	夫婦別姓を選択する場合、女性が異端視されている。国が選択的夫婦別姓を導入してくれるよう、県が働きかけてほしい。	5	
50	色々な結婚の形が認められる社会になり、選択的夫婦別姓も認めてほしい。	4	
51	夫婦別姓を望む場合、結婚できないので理不尽さを感じる。パートナーシップ制度でこの理不尽さが解消される。	1	
52	結婚できないカップルもいるので、婚姻制度のあり方を変えることが重要である。	1	

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
53	事実婚カップルも対象で希望すれば親や子の名前等も証明書に記載されるという都道府県レベルでは珍しい内容になったことは評価できる。	11	【既に盛り込み済みです】 本制度は、当事者の方々が抱える生活上の困難や不安の軽減に加え、その子どもや親等の近親者に関する困りごとの軽減にもつなげるため、希望に応じて、受理証明書の特記事項欄に子や親等の氏名等を記載できるようにいたしました。
54	この制度が日常生活で困りごとや不安を持っている方々のサポートになればよいと思う。	11	【その他】 本制度は、当事者が抱える日常生活での困りごとや不安の解消を目的としており、県が制度を導入することにより、当事者の居住市町にかかわらず、制度が利用できるという公平性や安心感、ひいては県民誰もが安心して暮らせる環境づくりにつながると考えております。
55	同性婚の法律化までの間にも、同性カップルが安心して暮らせる環境を整えるために、パートナーシップ制度が必要である。	4	
56	成年後見人制度がまだまだ不十分な中で、パートナーシップ制度は家族制度のあり方を考え直す機会になる。	1	
57	パートナーシップ制度は、多様性を尊重する制度である。違いを認め合うことができる社会は誰にでも暮らしやすくなる。	18	【その他】 本県は、性的マイノリティの方々を含め、すべての県民が人権を尊重し、一人ひとりの個性が大切にされ、誰も取り残されない社会を実現を目指してまいります。
58	制度ができることにより、性的マイノリティの安心して暮らせるようになってほしい。	16	本制度は、当事者が抱える日常生活での困りごとや不安の解消を目的としており、県が制度を導入することにより、当事者の居住市町にかかわらず、制度が利用できるという公平性や安心感、ひいては県民誰もが安心して暮らせる環境づくりにつながると考えております。
59	制度の導入により、誰もが平等に自分らしく生きられる社会になってほしい。	13	
60	誰もが生きやすい世の中になってほしい。	12	
61	制度ができることで、地元に戻ることを後押しするきっかけになったり、親族にカミングアウトできるなど精神面で影響を感じる。	8	
62	誰もが幸せに暮らせる社会をつくるために、愛する人と家族を築く権利を平等に持つようになってほしい。	8	
63	異性愛者も同性愛者も、誰もが安心して暮らせる兵庫県になってほしい。	8	
64	パートナーシップ制度は、性的マイノリティ当事者にとって心強いものだと思う。	7	
65	性的マイノリティの方も幸せに暮らす権利があるので、多様な性が少しでも理解される世の中になればいいと思う。	5	
66	結婚できる権利は人権の一つだと思う。パートナーシップ制度で結婚と同等の権利が認められるようにしてほしい。	8	
67	性的マイノリティの問題は、流行やファッションではなく、人間の尊厳や人権の問題である。	4	
68	どんなカップルでも愛のある家庭を築いてほしいし、差別されることがないようにしてほしい。	1	
69	愛する人と共に生きたいという当たり前の願いを認め、他者の幸せに寛容な社会であってほしい。	2	

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
70	制度導入自治体が増えることは、様々なマイノリティを含め、すべての人々が暮らしやすい社会になるステップである。	5	【その他】 本県は、性的マイノリティの方々を含め、すべての県民が人権を尊重し、一人ひとりの個性が大切にされ、誰も取り残されない社会を実現を目指してまいります。 本制度は、当事者が抱える日常生活での困りごとや不安の解消を目的としており、県が制度を導入することにより、当事者の居住市町にかかわらず、制度が利用できるという公平性や安心感、ひいては県民誰もが安心して暮らせる環境づくりにつながると考えております。
71	県の制度の導入を機に、県内市町でよりよい制度の創設が進められることを期待する。	3	
72	結婚制度に縛られない関係を公に認める段階にきていると思う。	2	
73	多様な価値観が存在しており、お互いが助け合って生きていける社会が当たり前になってほしい。	2	
74	制度が導入されることにより、性的マイノリティの方への差別や偏見が減ると思う。	5	
75	当事者としては、パートナーシップ制度の有無が住居地選択の重要な要素になる。	7	
76	パートナーシップ制度があれば、当事者の生活面での障害や心理的な負担が解消されると期待する。	3	
77	性的マイノリティへの差別や偏見がある中、自治体が関係性を公証する意義は大きい。	3	
78	自分の性に正直に生き、幸せ暮らしていくために必要な制度である。	4	
79	パートナーシップ制度という選択肢があるだけで、性的マイノリティのカップルの生活の質は向上する。	8	
80	誰にでも大切に思っている人と一緒に暮らす権利がある。	14	
81	大切だと思える人と生きていくことは基本的人権であり、本来あるべき人権を保証されることは当然のことだ。	3	
82	多くの人は関係がないかもしれないが、当事者にとっては切実な問題であるので、よい制度を作ってほしい。	2	
83	パートナーとの関係性を説明するのに役立つ。パートナーシップ制度は、決して十分とはいえないが、現状なくてはならない制度である。	1	
84	法的に何かを変えるわけでもないのに、反対する意味が分からない。	1	
85	制度導入済み自治体では社会的混乱もないのに、県制度の導入はむしろ遅いと感じる。	7	
86	パートナーシップ制度を県内全市町で実施してほしい。	3	
87	先進国のほとんどは制度を導入しているが、問題は起こっていない。	2	
88	兵庫県パートナーシップ制度をぜひ実現させてほしい。	50	

番号	意見等の概要 (意見募集時点のページ番号)	件数	県の考え方 (意見反映後のページ番号)
89	愛のある家庭を築くことができれば、里子や特別養子縁組により、少子化対策につながるかもしれないが、それに対して差別がないようにしてほしい。	2	【引き続き検討します】 本制度の県民への周知を図るとともに、性の多様性に関する啓発や適切な情報発信に取り組んでまいります。
90	制度ができることにより、自殺防止・医療・教育・貧困対策など様々な取り組みが進むことを期待する。	2	
91	性的マイノリティのカップルや家族は存在するのに、存在しないものとして取り扱われ、多くの人は尊厳を傷つけられている。	1	
92	他制度のように3年ごとに関係性を確認するのは差別である。兵庫県は、当事者に寄り添った制度を作してほしい。	2	【既に盛り込み済みです】 県からのお知らせや生活上の困りごと等を把握するため、定期的に(年一回程度)メール連絡をする予定です。その様な機会を通じて、制度開始後も、当事者の声を伺いながら、必要に応じて制度内容の改善を図ってまいります。
93	意見に住所や氏名を書かせること自体が、意見を出しにくくしている。	1	【その他】 お寄せいただいたご意見等について、より詳細な内容を確認させていただくことがあるため、県民意見提出手続に係る県の規定に基づき、氏名及び連絡先の記入をお願いしております。
94	パブリック・コメントの募集期間は原則30日以上と決められているのに、23日しか設けられておらず、その理由も記載されていない。	1	【その他】 県民意見提出手続に係る県の規定により、概ね1か月程度を基本としていますが、運用上、少なくとも3週間以上は確保するとなっています。